

平成17年9月 定例市議会

平成17年第3回市議会定例会は、9月7日から26日までの20日間で開かれました。総額45億6400万円余の一般会計補正予算案や指定管理者制度導入に伴う条例の一部改正案など議案74件が提出され、いずれも原案どおり可決しました。

このほか、教育委員会の委員の任命について同意し、また、農業委員会の委員の議会推薦や意見書案2件についても原案どおり可決しました。

この定例会では、各会派の議員6人が議案や市政全般について質問を行いました。その概要は次のとおりです。

質問および答弁(要旨)

協働のまちづくり ー指針の推進ー（水曜会）

本市協働のまちづくり指針の推進方針と、指針を具体的に進めしていくための行政職員全体の研修はどうのように考えているか。

また、市民活動基金など財政的支援の対応は。

答 「（仮称）協働のまちづくり推進懇談会」を設置し、教育、環境・福祉、安全・安心などの重点項目や本市の特性を生かしたモデル事業の実施、協働の事業を推進する組織・地域活動に係る補助金のあり方など、次年度行動計画

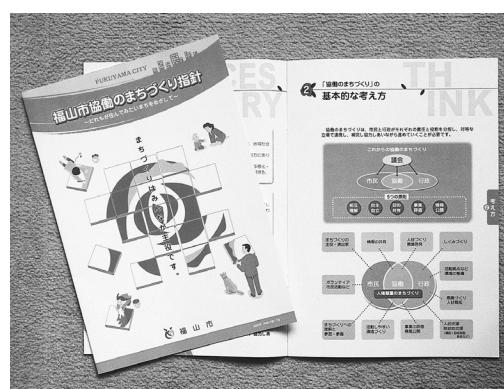
に係る課題について、意見をいただく中で協働のまちづくりを推進していく。

職員の研修については、「協働のまちづくり職員用マニュアル」を作成して研修会を実施し、職員が地域で積極的な役割を果たせるよう意識啓発に努めている。

また、財政的支援は、自治会・町内会、ボランティア、NPOなどのそれぞれの役割を踏まえ、事業の継続性確保を基本として、主体的な活動を支援すべく財政的支援に取り組んでいきたい。

◇関連質問

（緑風会）



協働のまちづくり指針のパンフレット

- ・自主防災、安全・防犯のパトロールの拡大について
(市民連合)
- ・指針の基本的な考え方と今後の取り組み、スケジュールは
- （公明党）

指定管理者制度（水曜会）

公の施設の管理について、指定管理者制度を導入されるが、施設の管理運営で、直営、指名、公募の判断基準は。

答 指定管理者に管理を行わせるよりも、直営で管理することでの公正で公平なサービスが提供でき、市民福祉の増進が図られる場合で、相談・指導など個人情報を取り扱う施設、政策的な企画立案と施設管理を一体的に行うべき施設、市が責任をもつて安定的、継続的にサービスを直接提供すべき施設などを直営とした。

また、指定管理者制度によることが適当である施設について、公募と指名の判断は、原則公募で管理主体を検討したが、それぞれの施設は設置目的や経過、活用の状況などが異なつており、指名とし

は、自助、共助、公助の役割分担を明確にしていくことが重要であり、そのためには町内会・自治会、あるいは住民学習会などを利用していくことが大切であると考えるが、今後の対応についてはどうか。

答 協働のまちづくりは、自助、公助の明確な役割分担と連

携により推進されるものであり、行政・市民が共通の目的意識につことが重要である。今後、市民一人ひとりがまちづくりの主役・演出家であるという認識と自覚を持てるよう、地域住民を対象とした住民学習会などの機会を積極的に活用していく。

※指定管理者制度：2003年の地方自治法の改正により、公共施設の管理運営を地方公共団体の出資法人等に限らず、民間事業者やNPO法人、ボランティア団体などに委託できるようになった。